

指定地域密着型通所介護事業

デイサービスセンターおよりて 【重要事項説明書】

あなたに対する社会福祉法人ゆいの里デイサービスセンターにおける地域密着型通所介護事業所を開始するにあたり、当事業者が厚生省令第37号第8条に基づいて、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1、事業者の概要

事業者の名称	ゆいの里
主たる事業所の所在地	飯田市龍江7159-1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 大原 泰一
電話番号	0265-27-4600

2、ご利用事業所

事業所の名称	デイサービスセンターおよりて
指定番号	長野県第2070501503号
所在地	飯田市龍江7159-1
電話番号	0265-27-4600

3、事業目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人ゆいの里が運営する、デイサービスセンターおよりてが行う地域密着型通所介護サービスの適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業員が要介護又は要支援の状態となった高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所の生活相談員は、要介護状態又は要支援等となった場合においても、その心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4、ご利用事業所の職員体制

別紙1参照

5、営業時間帯

営業日	月曜日 ～ 日曜日 (12月31日～1月3日の4日間は休業)
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時
受付時間	午前8時30分から午後5時15分

6、利用料（1日あたり）

(1) 別紙2参照

(2) 償還払い

- ①利用者がまだ要介護認定を受けていない場合、認定後で居宅サービス計画が作成されていない場合は利用料の全額を一旦、お支払い頂きます。居宅サービス計画が作成された後、請求により自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
- ②上記の場合、償還払い請求に必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ③提供した介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、自費扱いとなり、利用料の全額をお支払い頂きます。

(3) 利用取消しに伴う費用弁償

- ①次の事情による利用取消しは費用弁償を求めない。
 - ア、利用者の病気等体調不良による取消し。
 - イ、葬儀等社会通念上緊急止むを得ない取消し。

7、利用者負担金の請求及び納付

(1) 負担金の請求

- ①利用月分をまとめて、翌月15日までに請求します。(引き落としは20日)
- ②「利用日」「利用料」等の内訳を添付した請求書を送付します。

(2) 負担金の納付

- ①請求月の月末までに収めて下さい。
- ②納付する方法は、次から選んで下さい。
 - ア、「金融機関口座振替払い」、イ「金融機関振込払い」
 - ウ、「窓口現金払い」

8、苦情申立・相談窓口

申立て・相談窓口	「受付時間」「電話番号」「面接場所」
ご利用事業所	受付：営業日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 電話：0 2 6 5 - 2 7 - 4 6 0 0 面接：デイサービスセンターおよりて 面談室 （飯田市龍江 7 1 5 9 - 1） 所長兼生活相談員－井上愛美、生活相談員－鈴木沙織、荒尾愛美
飯田市役所	受付：（曜日）月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） （時間）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 電話：0 2 6 5 - 2 2 - 4 5 1 1 「介護相談係」 面接：市役所長寿支援課（飯田市大久保町 2 5 3 4）
長野県国民健康保険 団体連合会	電話：0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 5 5 面接：長野市大字西長野字加茂北 1 4 3 - 8 介護保険課